

令和3年12月定例会 第119号

栄町議会だより

発行 栄町議会だより編集委員会

令和2年度決算を認定

令和3年第4回定例会（12月議会）が、12月7日から17日までの11日間の会期で開催されました。本定例会には、条例の一部改正4件、5会計の補正予算、発議案など合わせて、13件の議案が提出され、全議案が原案のとおり可決されました。

また、次のとおり町長から行政報告がありました。

なお、今定例会における一般質問は6名、傍聴者は延べ16名でした。

岡田町長の行政報告

「新型コロナウイルスワクチン接種について」

令和3年11月14日をもって、集団接種を終了しましたが、現在、北総栄病院及び後藤医院で、12歳に到達した児童及び転入者で未接種の方など、未だ接種していない方の接種を継続して実施しております。

また、2回目接種から8カ月経過後に3回目の接種を行う、いわゆる追加接種につきましましては、令和4年2月からの接種開始に向け、10月18日付けで、当面必要となる経費に係る補正予算について専決処分する

とともに、12月議会に関連予算を上程いたしました。

さらに、現在国で検討を進めております5歳以上11歳以下の小児に対する接種について、早ければ来年2月頃から開始する予定とされております。

今後、国の動向を注視しながら、追加接種及び小児接種の着実な接種に向けて準備を進めてまいります。

「第10回健康寿命をのばそう！アワード表彰決定について」

このたび、町の介護予防事業として取り組んでおります「たべ・たんプロジェクト」が、厚生労働省が実施している「健康寿命を延ばそう！アワード」において、地域包括ケアシステム

の構築に向けた介護予防・生活支援に関する優れた取り組みとして評価され、自治体部門の厚生労働省老健局長優良賞を受賞しました。

このプロジェクトは、町民のフレイル予防として、食事と運動の重要性、特にたんぱく質の摂取に着目した取り組みで、町内企業を始めとした地域の皆様の協力を得て進めているものです。

町では、今後もこのプロジェクトを推進し、高齢者がいつまでも元気に暮らせる地域づくりに取り組んでまいります。

その他、「妊婦等のインフルエンザ予防接種費用の一部助成の実施について」、「令和4年消防出初式について」、「令和4年成人式の開催について」、「2022栄町ふれあい文化祭の開催について」報告がありました。

※この行政報告は、定例会初日（12月7日）に行われたもので現時点の状況と異なる場合があります。

議案審議

議案第1号 全員賛成

栄町職員のサービスの宣誓に関する条例及び栄町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
国の押印見直しに基づく

町の方針を踏まえ、新たに職員となった者が行う職務の宣誓に関し、当該者の宣誓書への押印及び固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出等の手続に関し、当該申出等を行う者の関係書類への押印をそれぞれ不要とするもの。

議案第2号 全員賛成
栄町使用料条例の一部を改正する条例
子ども達がスポーツ施設を利用しやすい環境を整え、子ども達の健全育成や健康づくりを図るため、水と緑の運動広場の野球場及び庭球場の町内の小・中学校に係る使用料を無料にするもの。

議案第3号 全員賛成
栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正を踏まえ、特定教育・保育施設等の事業者が行う書面の作成等の手続きについて、電磁的記録及び電磁的方法によることを可能とする規定の追加など所要の改正を行うもの。

議案第4号 全員賛成

栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例

地方税法及び地方税法施行令の改正により未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を5割減額する制度が創設されたことに伴い、条例中に同様の軽減規定を設け、その軽減額を定めるなど、所要の改正を行うもの。

議案第5号 全員賛成

令和3年度栄町一般会計補正予算（第7号）

歳入歳出それぞれ1億4,545万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を76億3,203万円とするもの。増額の主なものは、歳入では、国からの障害者自立支援給付費負担金や子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金などによるもの。歳出では、子育て世帯への臨時特別給付金事業や新型コロナウイルスワクチン追加接種事業などによるもの。

議案第6号 全員賛成

令和3年度栄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出それぞれ2億809万円を増額し、歳入歳出予算の総額を29億8,067万5千円とするもの。増額の主なものは、歳入では、保険給付費等は交付金によるもの。歳出では、一般被保険者療養給付費などによるもの。

議案第7号 全員賛成
令和3年度栄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ128万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億7,072万3千円とするもの。減額するものは、歳入では、保険基盤安定繰入金によるもの。歳出では、保険料負担金によるもの。

議案第8号 全員賛成
令和3年度栄町介護保険特別会計補正予算(第4号)

歳入歳出それぞれ5,531万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億3,777万9千円とするもの。減額の主なものは、歳入では、介護保険財政調整基金繰入金、介護給付費交付金などによるもの。歳出では、施設・居宅介護サービス給付費などによるもの。

議案第9号 全員賛成
令和3年度栄町下水道事業会計補正予算(第3号)

収益的収入の予定額を6億4,935万8千円に、収益的支出の予定額を6億4,491万1千円に補正するとともに、資本的支出の予定額を3億5,761万2千円に補正するもの。収益的収入の主なものは、下水道使用料の増額によるもの。収益的支出で

は、給料、手当などの増額によるもの。資本的支出の主なものは、公共施設設置工事などの増額によるもの。

議案第10号 全員賛成
令和3年度栄町一般会計補正予算(第8号)

歳入歳出それぞれ1億385万円を増額し、歳入歳出予算の総額を77億3,588万円とするもの。増額するものは、歳入では、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金などによるもの。歳出では、子育て世帯への臨時給付金事業によるもの。

議案第1号 全員賛成
国における2022年度教育予算拡充に関する意見書

憲法・子どもの権利条約の精神に則り、子どもたちのによりよい教育を保障するために、2022年度教育予算編成にあたり、教育予算の拡充を政府及び関係行政官庁に求めるもの。

議案第2号 全員賛成
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

「教育の機会均等とその水準の維持向上」を維持するために、国の2022年度教育予算編成にあたり、義務教育費国庫負担制度の堅持を政府及び関係行政官庁に求めるもの。

議案第3号 全員賛成
中華人民共和国による人権侵害に対する抗議・非難

を求める意見書

国会及び政府に対し、中国政府による新疆ウイグル自治区での弾圧をジェノサイドと認定し、併せてチベット自治区並びに内モンゴル自治区、及び香港等での人権侵害を即刻やめるよう中国政府に対し、世界の国々と共に、あらゆる手法をもって厳重なる抗議・非難を行うよう強く要請するもの。

町政のことが知りたい 一般質問

第5次総合計画前期基本計画について

野田 泰博

問 前期基本計画4年間の8つの目標設定について
①3力年を経過した現時点での評価はいかに
②町長3期目の任期が終了します。来期どうするものなのか

答 主なものとして、基本目標1では、新規住宅開発や空き家対策、定住・移住奨励金などをはじめ、様々な施策を講じていることにより、第5次総合計画前は社会動態が100人程度の転出超過だったが、令和2年度では23人まで改善し、今年度4月から10月までの累計では30人の転入超過に好転している。基本目標2では、町道整

備や老朽化した橋梁の改修により、町民に身近な生活道路について計画的に整備を実施しているほか、栄町通学路交通安全プログラムにより、改善が必要とされた通学路の安全対策について、重点的に整備している。

基本目標3では、防犯・交通安全対策により、1万人当たりの犯罪認知件数、交通事故件数はともに県内では、最上位クラスで少なく、安全で安心できるまちを推進している。

基本目標4では、各種介護予防事業を実施していることにより、高齢化が進む中、要介護・要支援に認定されるかたの割合が抑制されており、令和2年度の県内平均16.3%に対し、栄町が11.9%で、元氣な高齢者が多い結果となっている。

基本目標5では、工業団地企業による設備投資などにより令和元年度では、計画前に比べて製造品出荷額が3%増加したほか、商工会への新規加入者も増加している。

基本目標6では、小中学校の屋外運動場では、安食台小学校及び栄中学校を、また、校舎整備では、布鎌小学校の大規模改修工事を行うなど学校施設の環境整備について計画的に進めている。基本目標7では、自治組織への加入率が漸減傾向にあるが、自治組織に新たに加

入する世帯は増加傾向にあるほか、ホームページに加え、新たに開始したLINEなど発信媒体を拡大した。

基本目標8では、主要な財政指標である実質公債費比率が新規借り入れ抑制などににより、平成30年度の8.1%から令和2年度で5.8%に改善しているほか、経常収支比率についても改善している。

来期どうするかについては、理由はいろいろあるが、町長という仕事は、長くやったらいいものではない。3期目が適当ではないかと最初から考えていた。また、体調も万全ではないので、大規模災害等の特殊な事象が起きた場合に、先頭に立つて動けないのではないかと考える。新たな政策、考え方を持った人に、引き受けていただきたいと思っ

ている。そういうかたに引き継いでもらいたいというのが、私の結論である。

「SDGs」の推進について

問 町全体としての、これまでの取り組み状況と今後の取り組みはどうなっているか。また、「こども庁」の創設により、学校教育はどのように変わるか。さらに、小麦と大豆の栽培の奨励、栄町の住民一人当たりのC

〇2の排出量はどの位か

答 令和2年度は、各課等の課長補佐相当職からSDGs推進員を選出し、意識の醸成や知識の向上を図るための研修を行った。なお、前期基本計画における各施策が、SDGsの17の目標に貢献するかの紐付けその他、5つの個別計画においても、SDGsを意識して策定した。

今年度は、庁内研修を、2回開催した。また、取り組みを明確にするため、栄町SDGs推進方針を栄町政策審議会において承認をいただいた。

これからの取り組みを図るための方策として、後期基本計画では目標値の設定や具体的な貢献項目を示すこととしている。また、来年度から、「課としての基本方針及び業務目標」に、取り組み方針及び貢献目標を設定することとした。

現在は、職員への理解浸透を図る取り組みが中心で、推進途上であることをご理解願いたい。なお、本方針の期間は、2030年を目指した目標とし、職員すべてがSDGsの趣旨を正しく理解すること。町民や事業者、団体などに対し、SDGsを広く普及させるとともに、SDGsという共通目標を通じて、町政への関心を高めること。日々の生活において、SDGsを意識した行動をとることを目指している。

「こども庁」については、具体的な方針や内容が、正式に示されていないことから今後の取組としては、関係部局との連携を今まで以上に綿密に図りながら、よりきめ細やかな対応をしていくことができるのではないかと考える。

「小麦」「大豆」の栽培については、国において、「戦略作物」に位置付けており、作付け拡大の取り組みに対し、補助金を交付するなどの支援を実施している。一方、町内では、栽培している農家はない状況となっているが、今後、栽培に取り組む農家も出てくることも考えられることから、そのような相談があれば、国・県と協力し支援していきたいと考えている。

住民一人当たりのCO2の排出量については、環境省のデータにより確認したところ、栄町は、2013年度は、241,000t、CO2で、2018年度が177,000t、CO2と比較すると26.6%削減している。

栄町の福祉政策における社協の位置づけについて

岡本 雅道

問 社協は、町ではできない分野の福祉を担うことで

町の福祉行政を保管しているが、職員が一人で体制的に脆弱であり、自主財源に乏しいという大きな課題がある。これらを踏まえ、社協の今後のあるべき姿について伺う。

答 町の支援状況については、「福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務」として、国及び地方公共団体は社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスの提供体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策、その他の必要な各種の措置を講じなければならないと社会福祉法に規定されている。このことにより町では、公益法人等への派遣に関する条例に基づき職員3名を派遣するとともに、町派遣職員及び社協職員等に係る人件費補助や相談事業、外出サポート事業などの事業及び児童クラブの運営費補助などの支援を行っている。また、関係課の職員が社協の理事、評議員及び監事として社協の運営にも参画している。

社協の現状と課題については、一つに、4人中3名が町からの派遣職員であり、将来の社協運営の担い手づくりに課題となっている。二つに、収益となる事業が少なく、主な収入が町からの補助金であることから、自主財源を増やしていく必要がある。

三つに、社協は地域福祉の推進組織として、調査や計画等に関する専門性を発揮した活動の推進が求められており、専門職は社会福祉士1名体制から段階を経ながら充実させていく必要がある。

これらの課題を踏まえ、町では、町内関係機関や多様な関係者を含めて協議し目標を設定し計画的に推進する町の「地域福祉計画」と行政や保健・福祉等の関係機関と住民が一体となつて支えあうことができる地域の仕組みづくりを取り組むための行動計画である社協の「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、少子高齢化や生活困窮、社会的孤立などに伴う様々な地域課題等にお互いの計画の内容の共有や相互に支援する施策を盛り込むなど、町と社協の役割分担を明確にしつつ密接に連携していくことで、自主性を高め、自立した経営ができるような団体になつていただく必要があると考えている。

ドラムの里の指定管理者の取消しに伴う諸課題の進展について

塚田 湧長

問 ①秋葉牧場（指定管理者）に雇用されていた栄町民の雇用確保の状況を問う。
②ドラムの里の管理・運営について令和4年1月以降の栄町としての当面の対応

を問う。

③物産館の開店の見通しと再開の時期を問う。

答 秋葉牧場が8月23日に、今年12月末をもって、ドラムの里の指定管理を撤退した旨の申し出があり、その後、9月30日付けで、令和4年3月までの対応方針などを記載した「ドラムの里指定管理者早期撤退申入書」の提出があったものである。

町としては、当該申入れ内容を基に、今後の管理・運営方針などについて内部検討を進め、11月19日の政策会議に諮り、承認を得、町長の決意を得たうえで、11月22日付けで秋葉牧場に対し、当該申入れを承諾する旨を文書にて通知したものである。その中で、1項目目の「現在雇用されている栄町民のパート・バイトの雇用確定については、本人の希望確認のうえ、ゆめ牧場及び、他の秋葉牧場関連の直営店で雇用継続することとして、既に雇用調整をしていると聞いている。なお、コスプレの館・物産館のスタッフは、来年1月から町が再雇用する予定で考えている。

「来年3月までの町内の生産者や取引先への対応について」は、秋葉牧場の対応としては、9月議会後に物産館に商品を出店している生産者等に向け、12月末をもって撤退することから、継続して取引することは困難である

こと及び町では、後継事業者を探す等、営業を継続するため検討しているが、現時点では未定の状態であることなどを書面で通知したことを確認している。一方、町の対応としては、出来るだけ早期に営業再開できるように模索しているところで、「JA西印旛」や「地元スーパー」などにも運営要請したところ、運営する意思はないとのことから、現在、物産館に野菜や土産物などを出品している生産者などに個別に出店を要請していく事や、再開までの間施設前の広場やデッキ等で、生産者自ら野菜を販売するなどとも考えているところである。

「物産館の開店の見通しと開店時期について」は、町管理下で物産館を運営する場合の課題などの整理・検討を重ねているところで、課題がクリア出来た場合、3月のできるだけ早い時期にでも再開したいと考えているところであるが、今のところ再開時期については、未定となっている。

栄町の高齢者の補聴器助成について

大塚 佳弘

問 ①難聴者に対する助成制度はどの様なものがあるか。
②高齢者の難聴と認知症の関係はあるのか。県内での高齢者に対する助成制度は

どの様になつていないか。
③障害者手帳を持たない、高齢者に対する補聴器助成についてどのように考えるか。

答 難聴者に対する助成制度は、高齢者も含めて、年齢を問わず身体障害者手帳を所持しているかたに対して、補聴器などの補装具費支給制度がある。自己負担額は、原則1割となるが、軽減措置として、生活保護世帯、住民税非課税世帯は自己負担なし。世帯の中に市町村民税所得割額が46万円未満の場合、3万7千200円が上限額となり、世帯の中に所得割額が46万円以上の方がいる場合は、補装具費の支給対象外となる。

身体障害者手帳の等級に該当しない軽度や中度の難聴のある児童に対して、千葉県補助制度を活用した、保護者に対しての補聴器購入費の一部助成を行っている。軽度・中度難聴児に対する補聴器購入助成制度の具体的な内容については、助成対象は、次のいずれかに該当し、補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断したもので、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の18歳未満の児童。または、両耳の聴力レベルが30デシベル未満であつて、医師が補聴器の装用の必要があると認めた18歳未満の児童。助成の対象となる補聴

器は、医師が処方したもので、費用負担は、実費又は基準価格のいずれか低い方の1/3を負担していただく。ただし、補装具費と同様に世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、支給対象外となる。

障害者手帳を持たない高齢者に対する補聴器購入の費用助成制度を実施している千葉県内の自治体は、印西市のほか、浦安市と船橋市の2市のみで、対象者については、浦安市と印西市は65歳以上の方、船橋市は、在宅の65歳以上で前年の所得税が非課税であるかたとなつて

いる。助成の条件として医師の証明が必要であることは、三市とも同様であり、助成金額は、船橋市と印西市が2万円、浦安市が3万5千円を限度としている。

政策決定の基本方針について

松島 一夫

問 今後の行政運営は、財政的に愈々厳しさを増し、各種事業の実施に際しては精査に精査を重ねることが求められている。

かかる状況に鑑み、政策決定の基本方針（プロセス・優先順位等）について問う。

答 政策決定の基本方針（そのプロセス、優先順位等）については、政策決定が必要な案件が発生した場合、初めに、中心となる所管課が、案件が発生したことを町長に報告するとともに、取り扱いについて検討する。この際、他の課が関係する案件であれば、関係課と十分な協議をする。

次に、内部協議が整った段階で、庁内で組織する政策会議において決定し、正式な決裁が必要な案件については、町長の決裁を得る。大きくはこのようなプロセスであるが、案件によっては、最終決定までに、進め方や、中間報告など、必要に応じて政策会議に諮りながら決定していく。なお、政策会議は、町政執行に關する最高意思決定の場として設置されている。所掌としては、町長の意思決定を補完するものとして、町政全般にわたる重要事項について決定するもので、構成員は、町長、副町長、教育長及び消防長である。

また、構成員を補佐し、意見を述べる役割を持つ、総務課長、企画政策課長、財政課長、教育総務課長及び消防課長を幹事として置いている。この他に、今年度から町長部局において、月1回程度町長・副町長及び総務・企画・財政・安全対策推進室・戦略推進室の長による調整会議を開催し、町の課題や今後、町行政に影響が出る可能性のある案件などについて、話し合いや情報共有を行っている。

その他の一般質問

岡本 雅道

・大型台風への備え
・子宮頸がんワクチンの接種について

次に、優先順位の考え方であるが、基本的には、前期基本計画に位置付けた重点プロジェクトに寄与する事業が中心となる。なお、当面の課題として解決しなければならぬ複数の政策に対しては、住民の福祉や健康問題など生活に密接する対策、教育、子育て支援、環境、産業・経済対策、社会教育、文化への対応について、優先して選択していく考えである。その他、コロナ禍や災害など町民の生命・財産の保全に必要となる緊急的な対策などが発生した場合は、最優先となる。

以上が優先順位の考え方であるが、その時々々の社会・経済情勢などの変化により町長が判断するものである。

令和3年第3回臨時会

11月臨時会が11月30日に招集され、専決処分承認及び条例の一部改正など7議案が原案のとおり可決されました。

岡田町長の行政報告

「南ヶ丘地区で発生した建物火災について」

11月24日、午前9時15分頃に南ヶ丘で住宅1棟が全焼する火災が発生しました。この火災において、消防職員及び団員が懸命な消火活動を実施しましたが、残念ながら尊い命が奪われました。亡くなられた方に、心からお悔やみ申し上げますとともに、ご冥福をお祈りいたします。

なお、初期消火活動にあつては、南ヶ丘自治会の皆様などの多大なご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

また、これから火災が発生しやすい時期を迎えますので、巡回活動の強化など火災予防を実施してまいります。

「令和3年度子ども模擬議会について」

11月9日に、各小中学校より計16名の児童生徒のみなさんに参加いただき、令

和3年度の子ども模擬議を開催いたしました。

子ども模擬議会は、主権者教育を推進する中で、地域に対する関心を高め、郷土愛を育成するとともに、次代を担う児童生徒の意見を今後のまちづくりの反映させていくことを目的に開催するものです。

当日は、議長以外の15名のみなさんから、意欲的な質問をいただきました。今回いただいたご質問やご意見の中で、グラウンドの砂の補充についてはすでに対応させていただきました。

また、トイレの改修など早急な対応が必要なものについては今年度中に実施いたします。

なお、水と緑の運動広場の使用料については、町内の小・中学生を無料とすべく令和3年第4回定例議会に条例の一部改正（案）を上程する予定です。その他のご意見などにつきましても、今後のまちづくりにできるだけ反映させていければと考えております。

その他、「町民意識調査及び駅舎整備に関するアンケートの実施について」、「どらまめマーケットの実施について」報告がありました。

※この行政報告は、（11月30日）に行われたもので現時点の状況と異なる場合があります。

議案審議

議案第1号 全員賛成
専決処分を報告し承認を求めることについて

新型コロナウイルススワク
チン接種の3回目分及び子ども・妊婦インフルエンザ予防接種事業に係る予算執行について、令和3年度栄町一般会計補正予算（第5号）を定めることについて専決処分したので、議会の報告し、承認を求めるもの。

議案第2号 賛成多数
一般職の職員の給与に関する条例及び栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和3年人事院勧告に準じた千葉県職員の給与改定に係る令和3年千葉県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員及び会計年度任用職員の期末手当の年間支給月数について所要の改正を行うもの。

議案第3号 全員賛成
特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与改定を踏まえ、特別職の期末手当の年間支給月数について、一般職の職員との均衡を図るため、所要の改正を行うもの。

議案第4号 全員賛成
令和3年度栄町一般会計補正予算（第6号）

歳入歳出それぞれ1,463万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を74億8,657万9千円とするもの。減額の主なものは、歳入では、財政調整基金繰入金によるもの。歳出では、給与関係事業などによるもの。

議案第5号 全員賛成
令和3年度栄町介護保険特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出それぞれ18万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億9,309万3千円とするもの。減額の主なものは、歳入では、財政調整基金繰入金などによるもの。歳出では、給与関係事業によるもの。

議案第6号 全員賛成
令和3年度栄町下水道事業会計補正予算（第2号）

収益的支出の予定額を6億4,036万9千円に、資本的支出の予定額を3億5,639万円に補正するもの。収益的支出では、手当などの減額によるもの。資本的支出では、手当などの減額によるもの。

議案第1号 全員賛成
栄町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
人事院及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、議員の

期末手当の年間支給月数を減らし、所要の改正を行うもの。

編集後記

昨年は、大きな気象災害もない年でした。今年は、新型コロナウイルスの新たなオミクロン株の脅威が高まっています。3回目の新型コロナウイルスワクチンの追加接種が今月から始まります。種々今月からは、議会としても積極的に取り組むたいと考えています。皆様の健康と生活環境向上のため、議会も邁進してまいります。

大塚 佳弘

発行者

栄町議会だより編集委員会
野田泰博（委員長）、高萩初枝（副委員長）
大野信正、大野博、塚田湧長、大塚佳弘
栄町議会事務局
栄町安食台一丁目2番
☎ 33-7715 ☎ 95-4274
✉ gikai@town.sakae.chiba.jp

連絡先

3月定例会は、3月1日（火）～11日（金）までを予定しています。
※請願書及び陳情書については、議会運営委員会の審査を受けることと原則としているため、2月21日（月）必着で提出くださるようお願いいたします。なお、過去の会議録については、町議会ホームページをご覧ください。